

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 21 日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 高 山 実佳

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 甲府地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 10 日 午前 10 時 00 分 場 所 甲府地方裁判所民事部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 20 日 午前 9 時 30 分から 令和 8 年 11 月 25 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 21 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 730, 000 6, 184, 000	一括	1, 546, 000	75, 420	0
1	3, 650, 000				
2	4, 080, 000				



物 件 目 録

1 所 在 韮崎市中田町中條字前田
地 番 1 8 番 2
地 目 宅地
地 積 3 1 4 . 2 2 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1
共有者 B 持分 4 分の 1
共有者 C 持分 4 分の 1
共有者 D 持分 4 分の 1

2 所 在 韮崎市中田町中條字前田 1 8 番地 2、1 7 番地 3

家屋 番号 1 8 番 2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 0 2 . 3 0 平方メートル
2 階 7 1 . 6 1 平方メートル

所有者 E



物 件 明 細 書

令和 8年 8月10日

甲府地方裁判所民事部執行係

裁判所書記官 高 山 英実佳

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

Aが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地（地番17番）との境界が不明確である。

【物件番号1】

売却対象外の土地（地番17番）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 菰崎市中田町中條字前田

地 番 1 8 番 2

地 目 宅地

地 積 3 1 4 . 2 2 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1

2 所 在 菰崎市中田町中條字前田 1 8 番地 2、1 7 番地 3

家屋 番号 1 8 番 2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 0 2 . 3 0 平方メートル
2 階 7 1 . 6 1 平方メートル

所有者 E

令和 8 年（ケ）第 1 号

令和 8 年 5 月 2 5 日受理

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

現況調査報告書

甲 府 地 方 裁 判 所

執行官 福 田 行 宏 印

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 蕪崎市中田町中條字前田
 地 番 1 8 番 2
 地 目 宅地
 地 積 3 1 4 . 2 2 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1
 共有者 B 持分 4 分の 1
 共有者 C 持分 4 分の 1
 共有者 D 持分 4 分の 1

2 所 在 蕪崎市中田町中條字前田 1 8 番地 2、1 7 番地 3

家屋 番号 1 8 番 2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 0 2 . 3 0 平方メートル
 2 階 7 1 . 6 1 平方メートル

所有者 E



不 動 産 の 表 示	物件2の建物の所在につき、「18番地2、17番地3」とあるのを、「18番地2」とする（平成12年6月（登記上の表示）土地改良法による換地処分）。その余は、本書面中のとおりである。
住 居 表 示	蕨崎市中田町中條18番地2
土 地	物件 1
現 況 地 目	■宅地（物件 1 ） □公衆用道路（物件 ） □ （物件 ）
形 状	（概ね）土地建物位置概略図のとおり
占 有 者 及 び 占 有 状 況	□土地所有者 ■その他の者（●E●） 上記の者が本土地上に、主に下記建物を所有して占有している。
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
そ の 他 の 事 項	1 ●E●は、A・B・C・Dら各人との親族関係にもとづき、●E●自らが所有する物件2の居宅の敷地として、物件1の宅地を無償使用していると推認して、その敷地利用権原を使用借権と認めた。 2 広大な田畑に囲まれた民家集落の南縁に位置しており（写真8・24など）近傍国道（141号線・清里ライン）へ至る周辺道路も、比較的幅狭の畦道が多くを占める。付近には街灯が乏しく、道路脇の水路も、床板（蓋）がない箇所が散見されることから、とくに夜間の運転には注意が必要であろう。 3 物件1の宅地は、外観上は、売却対象外の隣地（17・登記上の田）と一体であり、西側で隣接する市道から物件2の居宅（玄関前）に至るために、主に同隣地上に広がる（雑草木の生えた）残土置場を避けるようにして、土砂状の通路が敷かれている（土地建物位置概略図・写真3～6を参照）。 なお、雑種地然とした同隣地の登記上の所有者は、平成22年12月（登記上の表示）に亡くなった●F●●名義のままになっているが、同人は、物件1の宅地に係る前所有者（被相続人）でもあることから、物件1の宅地と同様に相続を原因として、A・B・C・Dへの所有権移転があらうと推認される。 いずれにせよ、物件1・2の土地建物の買受人は、A～E間の親族関係とは無縁なことから、地代等の負担なくしては、引き続いて、隣地（17）に係る現状の利用関係を維持することは困難であろう。仮に、維持ができない場合は不便ではあるが、物件2の居宅玄関とは反対側の、裏（北）側空地（写真9）を駐車スペースにして、①玄関側に迂回して往来するか、②裏側空地側にある勝手口（写真7・13）を玄関代わりに常用するより方途はないと思われる。 ただし、物件2の居宅は、同隣地に依存することを前提として、同隣地側に寄って建築されており、玄関側の（物件1の宅地内の）空地は（コンクリート敷部分を含めても）狭幅（写真5・6を参照）なため、建物正面の空間確保が十分にできない位置関係にはある。

建 物	物件 2
種類、構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載と概ね同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物）。 ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：
物件目録にない 附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：
占有者及び 占有状況	☒ 建物所有者（●E●） ☒ その他の者（●●A●●） 上記の者らが本建物を 居宅 として 居住・共同占有している。
上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	1 平成10年8月（登記上の表示）の建築である。なお、室内の壁・柱・扉に損傷箇所（写真23など）が散見された。 2 臨場時は施錠されて全戸不在であったが、ライフラインは稼働中であり、●●A●●・●E●宛ての多数の郵便物等が存した室内状況等も踏まえて、現に上記占有者らが居住する環境にあることを現認した。ただし、家財道具等の多くの目的外動産が存する一方で、梱包途中の段ボール箱も散見されたことから転居準備を行っている可能性はある。 よって、上記状況や、第1回目の臨場時に会った介護職員からの聴取、また、一件記録等を勘案し、上記の「占有者及び占有状況」欄のとおりとした。 3 ●●A●●は、建物所有者である●E●との親族関係にもとづき、物件2の居宅に無償で居住していると推認し、その敷地利用権原を使用借権と認めた。 4（付設配管の位置関係等を含む）ライフライン設備の概要については、評価書を参照いただきたい。
執行官保管の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 令和 年 月 日 支部 令和 年 月 日 第 号
土地建物の位置関係	（概ね）土地建物位置概略図のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月2日（火） 10：00－11：00	物件所在地 （1回目）	現地確認（要介護の家族と、介護職員のみ在宅） 介護職員より聴取 ●E●宛て現況調査期日等通知（差置）
8年6月3日（水） 11：20－11：30	当庁執行官室	登記情報取得請求（電子申請）
8年6月12日（金） 8：30－8：40	当庁執行官室	登記情報追加取得請求（電子申請）
8年6月19日（金） 13：00－14：00	物件所在地 （2回目）	現況調査（全戸不在・建物内立入），写真撮影 ＜評価人同行＞

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は全戸不在で施錠されている可能性があったので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 8年 6月19日
目的物件は全戸不在で施錠されていたため，立会人 ●G●● を立ち会わせた上で，解錠技術者に解錠させた上で，建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

A3判をA4判に縮小

(座標値種別：図上測定)

-5490.977

地区外

N

5824

5825

5586

5591

5587

5585

373

5596

5588

5597

5599

5600

19-1

18-2

17

1-2

2-1

5533

5574

5575

5573

5566

5567

5565

5564

5563

-5615.977

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出

中田町中條

請 求 部 分	所 在					地 番		18番2		
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 又 は 記 号	Ⅷ	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)国調法 1 9 - 5 指定		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月18日

甲府地方方法務局葦崎出張所

登記官

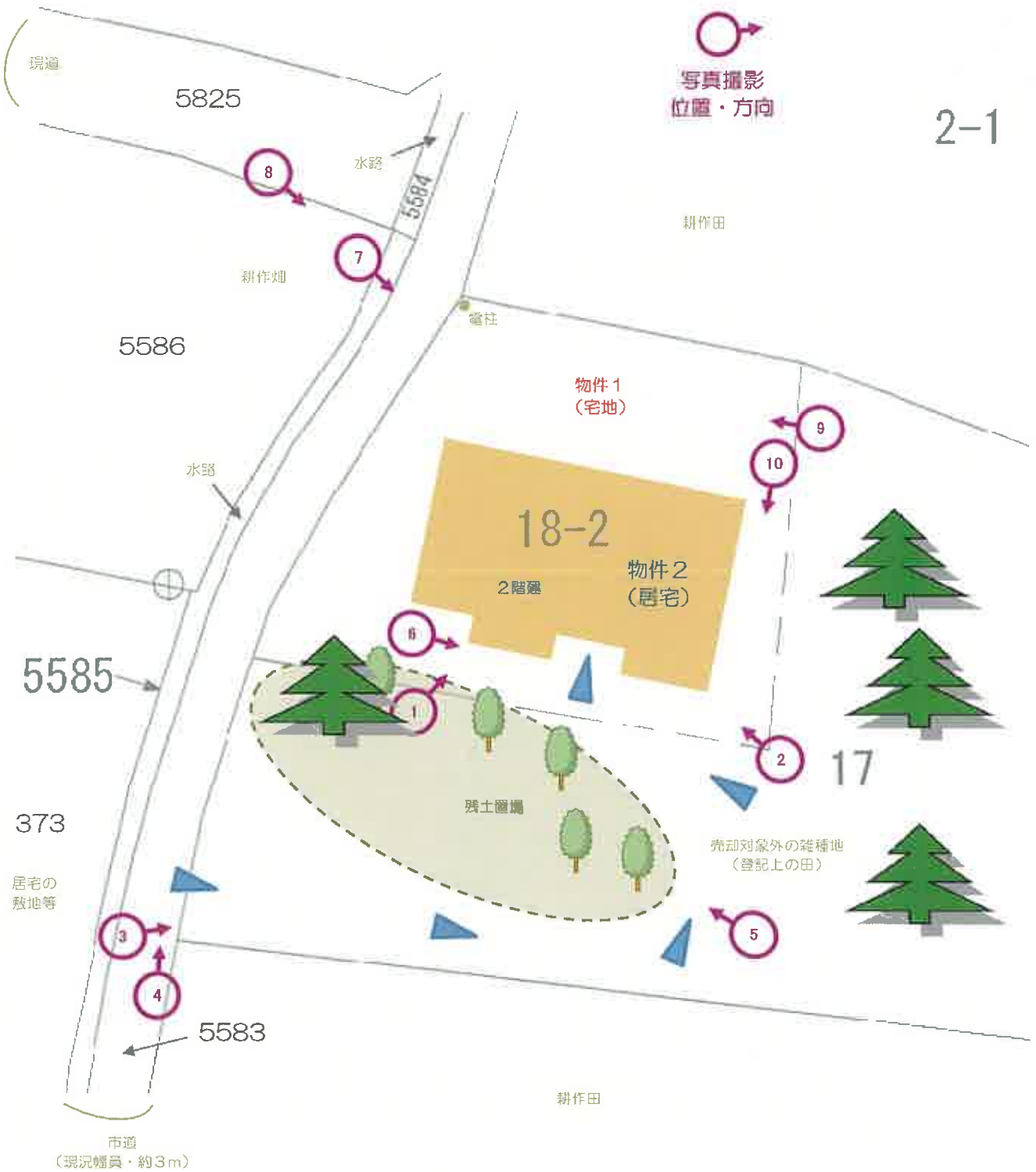
請求番号：13-1

(1/1)

(5 枚目)

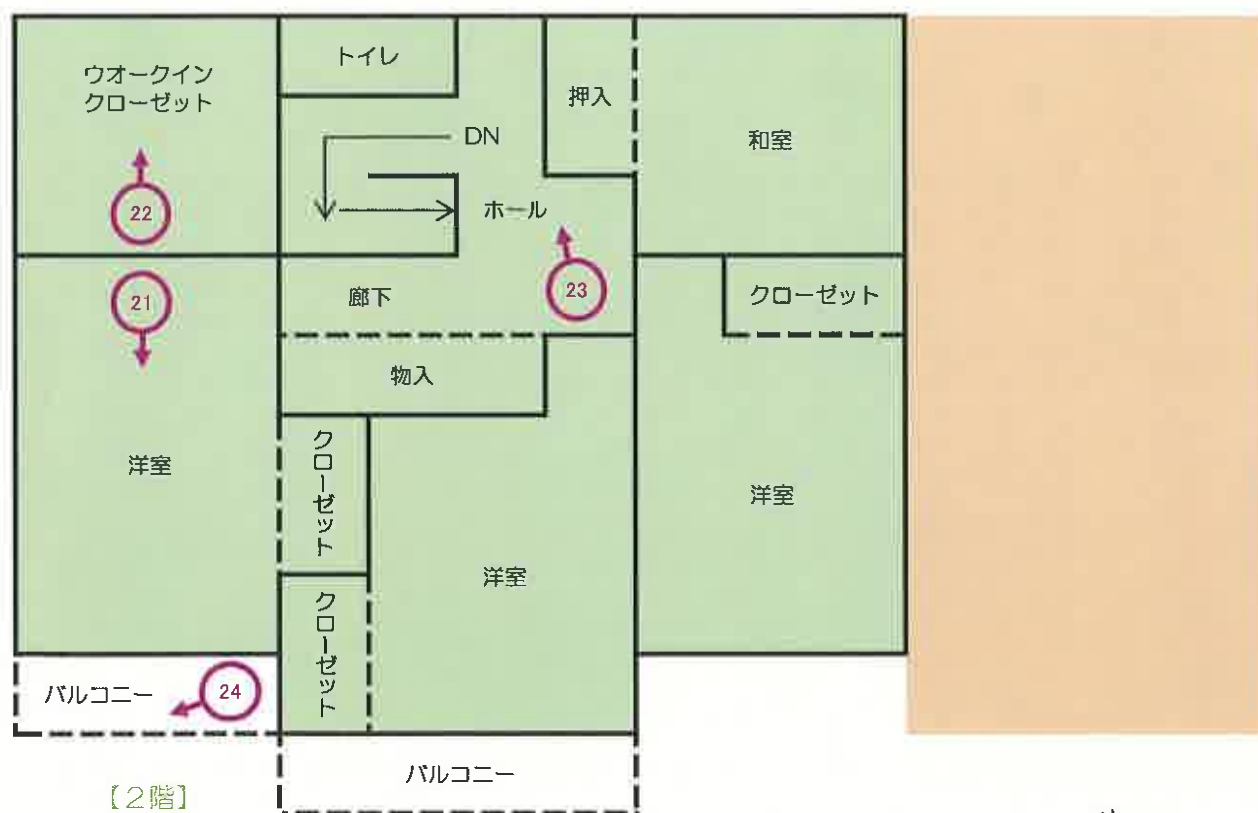
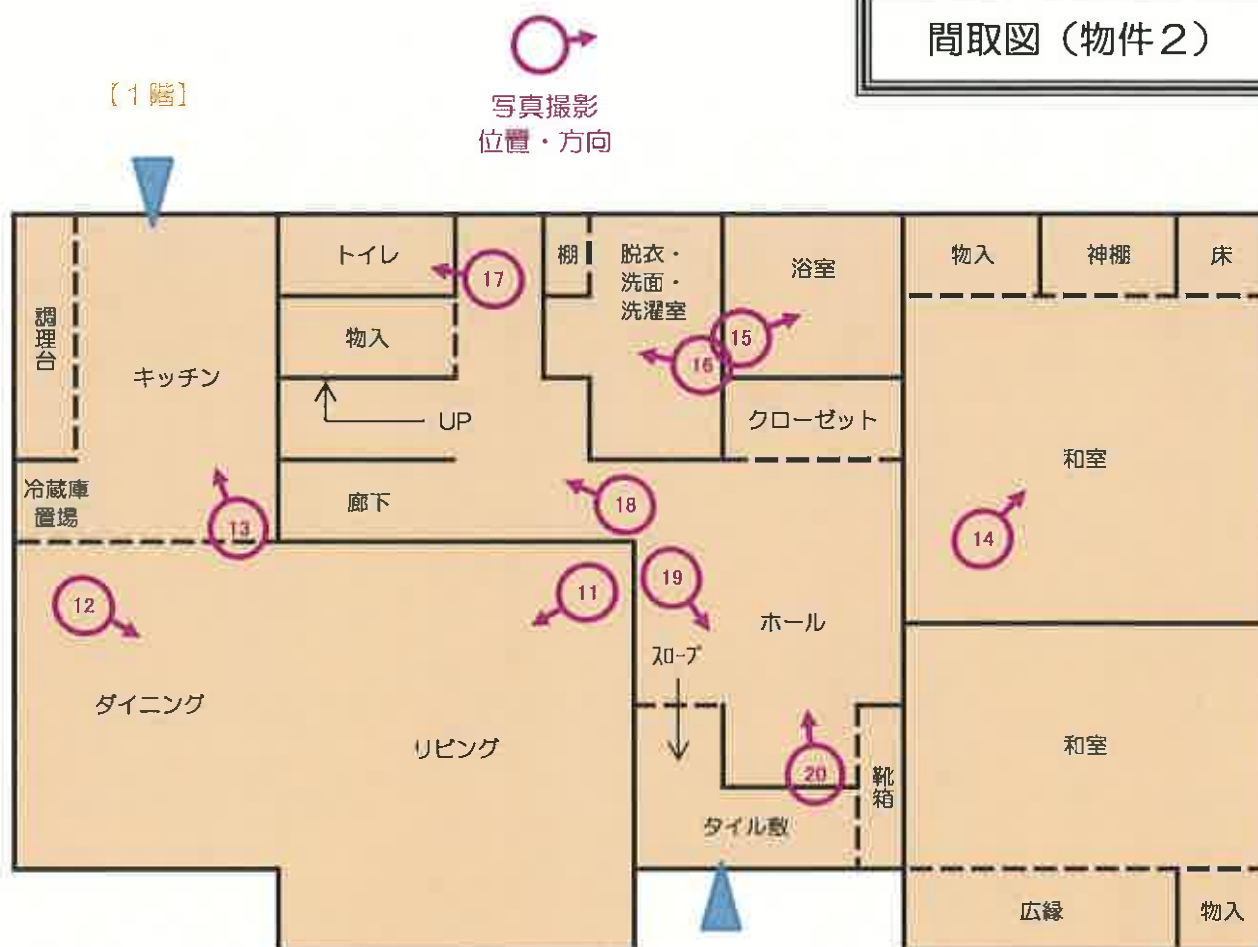
土地建物位置概略図

2-1



【申立外の近隣地（8筆）を表示】

間取図（物件2）



1



正面近景

2



正面近景

3



現状の出入口と通路（＝売却対象外の隣地（17））

4

4



道路状況

3・4

5



物件2の居宅と手前の残土置場（＝大方は売却対象外の隣地（17））

6



外観上は一体の物件1の宅地（概ね点線の左側の範囲）と売却対象外の隣地（17・点線より右側）

7

飾り窓（換気口）の模様

勝手口



裏側近景（建物手前の空地は 物件1の宅地）

8



裏側遠景

9



建物脇の裏側空地（＝物件1の宅地）と右端の隣地（2-1・耕作田）

10



外観上は一体の物件1の宅地（概ね点線の右側の範囲）と売却対象外の隣地（17・点線より左側）

11



1階 リビング（手前）・ダイニング（奥）

12



1階 リビング

13



1 階 キッチン（奥は勝手口）

14



1 階 和室

1階 浴室

15



16



1階 脱衣・洗面・洗濯室（使用禁止の貼紙があるので水廻等に支障が生じた模様）

1階トイレ

17



18



1階 階段ホール

19



1階 玄関（右手前にスロープあり）

20



1階 玄関ホール

21



2階 洋室

22



2階 ウォークインクローゼット

23

2階 階段ホール



24



2階 バルコニーからの眺望

令和 8 年（ケ）第 1 号
令和 8 年 6 月 1 9 日現地調査
令和 8 年 7 月 6 日 評 価
評価番号（競）第 2 1 8 6 号

甲府地方裁判所 御中

（ 評 価 書 ）

（

評価人 不動産鑑定士

野 田 岳 志

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 7, 7 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 3, 6 5 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 4, 0 8 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の価格は物件 2 の建物及び目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録に記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録に記載のとおり	
特 記 事 項			
・ 本件土地は、周知の埋蔵文化財の包蔵地（中田小学校遺跡）に指定されているため、工事等を行う場合には文化財保護法第93条の届出が必要である。 ・ 物件1の土地は南側に隣接する17番の目的外土地に設けられた通路を通じてい出入りし、同目的外土地の一部を駐車場として使用しているが、物件1の土地単独では、物件2の建物が物件1と目的外土地の境界寄りに建っているため、建物南側の通路幅が狭く、駐車スペースも、建物の北側に置くことになる。また、物件1の土地は一部路面との高低差があるため、スロープ等の設置が必要になるものと思われる。 ・ 物件1と上記目的外土地17番の土地は、境界が不明瞭で、物件1の南側の目的外土地との境界付近の目的外土地側に残土状の盛土がされている。			

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 蕪崎市中田町中條字前田
地 番 18番2
地 目 宅地
地 積 314.22平方メートル

共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

2 所 在 蕪崎市中田町中條字前田 18番地2、17番地3

家屋 番号 18番2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレート葺2階建

床 面 積 1階 102.30平方メートル
2階 71.61平方メートル

所有者 E



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 中央本線「葦崎」駅から北方へ道路距離で約4kmに位置する。	
付 近 の 状 況	比較的規模が大きい在来の住宅を中心に周辺には農地が広がる地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 その他の規制	都市計画区域外 用途無指定 － － ・ 葦崎市景観計画による田園集落ゾーンに指定されており、一定規模の開発行為等を行う場合届出が必要である。
画 地 条 件	地 積：314.22㎡ 形 状：略台形地 間 口：約18m 奥 行：短辺約15m、長辺約22m 地 勢：ほぼ平坦地 接面道路との関係：中間画地 その他：北西側の市道沿いの一部が路面より高い。	
接面道路の状況	北西側：幅員約3.1m舗装市道（市道中田17号線）	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用している。	
供 給 処 理 施 設	上水道：有り 下水道：なし 都市ガス：なし	
特 記 事 項	・ 本件土地は、周知の埋蔵文化財の包蔵地：中田小学校遺跡に指定されているため、工事等を行う場合には文化財保護法第93条による届出が必要である。 ・ 物件1の土地は南側に隣接する17番の目的外土地に設けられた通路を歩いて出入りし、同目的外土地の一部を駐車場として使用しているが、物件1の土地単独では、物件2の建物が物件1と目的外土地の境界寄りに建っているため、建物南側の通路幅が狭く、駐車スペースも、建物の北側に置くことになる。また、物件1の土地は一部路面との高低差があるため、スロープ	

	等の設置が必要になるものと思われる。 • 物件 1 と上記目的外土地 17 番の土地は、境界が不明瞭で、物件 1 の南側の目的外土地との境界付近の目的外土地側に残土状の盛土がされている。
--	--

2 建物の概況及び利用状況

(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成10年8月21日 経過年数：約28年 経済的残存耐用年数：約10年
仕 様	構 造：軽量鉄骨造スレート葺2階建 屋 根：カラーベスト 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロスほか 天 井：ビニールクロスほか 床：フローリング、畳ほか
床面積（現況）	1階：102.30㎡ 2階：71.61㎡ 延：173.91㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：現況調査報告書に記載のとおり
品 等	中位
保守管理の状態	経年相応の摩滅がみられるほか、2階の壁の一部はクロスの剥がれや破損、壁の破損等がみられる。 維持管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	建物所有者及び使用借人が占有している。
特記事項	・建築計画概要書によると、本件建物の施工は(株)パナホーム山梨である。 ・上記のとおり2階の一部クロスの破損や剥がれ、壁の破損等がみられる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 土地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を求め、土地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	23,900	0.9	314.22	1.0	6,760,000

ア 標準画地価格

地価調査基準地 韮崎(県)－1

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 33,600\text{円}/\text{㎡} \times & 99.7/100 \times & 100/101 \times & 100/139 \div & 23,900\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位＋1%

◇地域格差：交通接近条件 ＋10%
 街路条件 ＋5%
 環境条件 ＋20%

$$(100\% + 10\%) \times (100\% + 5\%) \times (100\% + 20\%) \div 139\%$$

イ 個別格差

路面との高低差 －5%
埋蔵文化財包蔵地 －5%

$$(100\% - 5\%) \times (100\% - 5\%) \div 90\%$$

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して現価率を求め、下記により建物価格を査定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	220,000	173.91	0.16	6,120,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量を採用

ウ 現価率：経過年数約28年、経済的残存耐用年数を約10年、全耐用年数約38年と査定し、中古不動産の市場性も含む観察減価率を考慮し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\frac{\text{経済的残存耐用年数}}{(\text{約10年})} \div \frac{\text{全耐用年数}}{(\text{約38年})} \times (1 - 0.4) \div 0.16$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地について土地利用権等価格を控除し、物件2の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。収益価格は、収益性が対象不動産の価格形成に影響がないので採用しなかった。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		占有割合 ウ	土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ÷
1	6,760,000	使用借権	0.1	1.0	680,000

イ：土地利用権等について

- ・物件2の建物の物件1の土地に対する土地利用権は、使用借権と判断し土地利用権等価格割合を考慮して上記のとおり査定した。

② 評価額

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 ウ	市場性 減価 エ	競売 市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ÷
1	6,760,000	－680,000	1.0	1.0	0.6	3,650,000
2	6,120,000	＋680,000	1.0	1.0	0.6	4,080,000
一括価格(合計)						7,730,000

エ 市場性減価：なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第 6 参考価格資料

地価調査基準地 韮崎（県）－1

所 在： 韮崎市藤井町北下條字殿田1706番1

価 格： 33,600円／㎡

位 置： 韮崎駅1.9km

価 格 時 点： 令和7年7月1日

地 積： 300㎡

供給処理施設： 水道 下水

接 面 街 路： 北西3.8m市道

用 途 指 定 等： 非線引き都市計画区域 第一種中高層住居専用地域
指定建ぺい率60% 指定容積率200%

地 域 の 概 要： 周辺に農地が多く残る中規模一般住宅地域

第 7 附属資料

◇位置図

◇地図写し

◇建物図面・各階平面図写し

以 上

位置図



1 : 25,000 相当

地図上の1センチは 約 250 メートル
印刷中心は 東経 138度26分20秒 北緯 35度43分50秒

複製承認番号：地図使用承認©マップル第8-073号

縮尺 1/25000

（標準値種別：図上測定）

-5490.977

-2863.280

N

地区外

物件 1

18-2

17

5566

5561

5564

5563

地番変更届出

中田町中條

（注）国土交通省国土地理院（公表）の地籍情報（バージョン：2011.04.01）による修正がされています。

地番	18番2	地番	18番2
出典	1/500	精度	甲三
作成	年月日	備考	（図区）

これは地区に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年12月18日
甲府地方方法務局運輸部第4課
登録係

請求番号：13-1
(1/1)

地図写し
A3版をA4版に縮小

